

同時発表：関東運輸局

令和5年3月3日
自動車局旅客課

国際興業株の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年11月1日付で国際興業株式会社より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年11月1日付で申請のあった、国際興業株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、2月16日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要

- 申請事業者：国際興業株式会社（東京都中央区八重洲二丁目10番3号）
代表取締役社長 南 正人
- 対象路線：埼玉県内の一般乗合バス全路線
- 改定内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	35円83銭	40円90銭
初乗運賃	180円	220円

- 平均改定率
16.48%
- 実施日（予定）
令和5年3月16日（木）

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
（代表）03-5253-8111（内線41204、41233）
（直通）03-5253-8568